## 安心して利用できる介護保険に改善を求める意見書

ことし6月に介護保険法が改正になった。幾つかの改善点があるにしても重大な 問題点をつくり出している。

その1は、介護予防・日常生活支援総合事業の導入である。この制度により要支援の被保険者は介護保険サービスから外され自治体運営の介護予防サービスに移行され市町村の判断に基準が任されることになる。2006年に要支援という基準をつくり給付の制限を行い、これをさらに切り下げを進めようとしている。

その2は、介護福祉士に法改正なしに医療行為を拡大する仕組みをつくることである。介護職員の責任と負担を大きくするもので、むしろ看護師など医療専門職の強化を図る必要がある。

その3は、介護療養病床の廃止は全国から強い反対の声があり、廃止期限の延長を行ったが廃止の方針を変えていないことである。廃止されれば医療措置の必要な 高齢者から介護・医療・生活の場を奪うものである。

介護保険が「負担あって介護なし」の状態にならないためにも介護保険制度に国庫負担の新たな投入が不可欠になっている。国庫負担を増額して保険料軽減、介護職員の処遇改善、サービスの拡充など切実な改善要望にこたえることが必要である。

よって、本市議会は、政府に対し、安心して利用できる介護保険に改善することと、そのために国庫負担の増額を求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年10月3日

三鷹市議会議長 白 鳥 孝